

水水審第3号  
令和8年4月6日

水俣市長 高岡 利治 様

水俣市上下水道事業審議会  
会長 木戸 文 樹



水俣市水道事業及び水俣市公共下水道事業における上下水道料金等の  
改定について（答申）

令和7年11月25日付け水水第949号で諮問がありましたこのことにつ  
いて、別紙のとおり答申します。



## 答 申 書

当審議会では、水俣市水道事業及び水俣市公共下水道事業における上下水道料金等の改定について、市長から諮問を受け、審議を行いました。

その結果をここに答申します。

### 1 答申内容

#### (1) 上下水道料金等の改定について

人口減少に伴う給水収益及び下水道使用料収入の減少が見込まれる中、上下水道事業を健全に運営し、安定的に継続させるため、料金改定は必要であると判断し、平均改定率は、水道料金が12.39%、下水道使用料が12.16%とすることが適当である。

#### (2) 料金体系について

現在の8<sup>m</sup>まで一定料金である基本水量制を廃止し、基本料金と従量料金又は超過使用料が完全に分離した料金体系とすることが適当である。

また、公衆浴場等にかかる用途については、該当施設がないため、廃止することが適当である。

なお、料金表は別紙(案)のとおりとする。

#### (3) 改定時期について

改定時期は、令和9年4月調定分からとすることが妥当である。

### 2 付帯意見

#### (1) 老朽化した配水管や下水管の陥没事故等が全国で発生している。

本市においても施設の老朽化が進行しているため、施設更新や耐震化等を計画的に実施すること。

#### (2) 漏水調査を計画的に実施し、早期発見と有収率の向上を図ること。

#### (3) 水洗化率の向上を図り、使用料収入の確保に努めること。

#### (4) 市民に対して、人口減少に伴う給水収益及び使用料収入の減少、物価高騰による費用の増加など、上下水道事業を取り巻く経営状況について理解を深めていただくよう、料金改定の必要性や内容を周知する広報活動に努めること。

別紙：料金表（案）

1 水道料金

用途 \ 料金	基本料金	従量料金 1 m <sup>3</sup> につき	
一 般 用	8 5 0 円	1 m <sup>3</sup> ~ 8 m <sup>3</sup>	3 0 円
		9 m <sup>3</sup> ~ 2 0 m <sup>3</sup>	1 4 0 円
		2 1 m <sup>3</sup> ~ 5 0 m <sup>3</sup>	1 5 0 円
		5 1 m <sup>3</sup> 以上	1 6 0 円
一 時 用	1 m <sup>3</sup> 未満の場合は1 m <sup>3</sup> とし、1 m <sup>3</sup> につき		2 5 0 円
船 舶 用	1 m <sup>3</sup> につき		2 8 6 円

※消費税及び地方消費税相当額を除く。

2 下水道使用料

用途 \ 料金	基本使用料	超過使用料 1 m <sup>3</sup> につき	
一 般 汚 水	1, 1 5 0 円	1 m <sup>3</sup> ~ 8 m <sup>3</sup>	4 0 円
		9 m <sup>3</sup> ~ 2 0 m <sup>3</sup>	1 8 5 円
		2 1 m <sup>3</sup> ~ 5 0 m <sup>3</sup>	1 9 5 円
		5 1 m <sup>3</sup> 以上	2 1 0 円

※消費税及び地方消費税相当額を除く。